

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度塩谷町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)社会保障財源交付金 24,200 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)社会保障財源交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 1,092,196 千円

(単位:千円)

款	項	目	平成27年度 当初予算額	財源内訳						
				特定財源				一般財源		
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他	
3	1	1	社会福祉総務費	76,243	17,000	2,270		205	172	56,596
		3	障害福祉費	210,433	92,506	55,380			4,124	58,423
		4	老人福祉費	458,330		27,856		11,131	10,750	408,593
		小計		745,006	109,506	85,506	0	11,336	15,046	523,612
	2	1	児童福祉総務費	250,672	115,560	46,393		444	866	87,409
		3	母子福祉費	43,093	42	13,650			7,826	21,575
		小計		293,765	115,602	60,043	0	444	8,692	108,984
	合計			1,038,771	225,108	145,549	0	11,780	23,737	632,597
4	1	保健衛生費	53,425	422	784			463	51,756	
		2	予防費	53,425	422	784	0	0	463	51,756
合計			53,425	422	784	0	0	463	51,756	
計			1,092,196	225,530	146,333	0	11,780	24,200	684,353	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各費目に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。